

# 葉山町国民健康保険運営協議会議事録

## 1 開 会

会長あいさつ

国民健康保険運営協議会規則第3条第3項の規定により、委員全員出席のため本会議は成立  
同第5条第2項の規定により、会議録署名委員を2名選出  
審議会、委員会等の公開に関する指針に基づき、傍聴者を1名許可

## 2 議 題

### (1) 令和2年度国民健康保険特別会計予算（案）について

(会 長) 議題1 令和2年度国民健康保険特別会計予算（案）について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 説明をさせていただく前に資料の確認をさせていただきます。お手元に、「運営協議会次第」、「議題1 令和2年度国民健康保険特別会計予算（案）について」、「議題2 令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（案）について」、「議題3 国民健康保険に係る令和2年度制度改正（案）について」がございます。よろしいでしょうか。

それでは、「議題1 令和2年度国民健康保険特別会計予算（案）」につきまして、ご説明させていただきます。

予算の概要について説明をさせていただきたいと思います。

資料1 国民健康保険特別会計の総括表をご覧ください。記載ページ数として120ページとなります。

令和2年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額につきましては、33億9,676万7千円で、前年対比としては1億1,419万4千円減で3.3%減となっております。

歳入の内訳として、国民健康保険料につきましては、7億599万円、前年対比6,537万2千円減で8.5%減となっております。減額の要因としては、被保険者数の減少が主な要因であり、令和2年度における被保険者数については、対前年度と比較して500人減少の7,700人で見込んでいます。

県支出金につきましては、22億5,097万3千円、前年対比4,259万7千円減で1.9%減となっております。減額の要因としては、保険給付費等交付金（普通分）が前年対比として4,255万円減額したことが主な要因となっております。この保険給付費等交付金（普通分）については、歳出の保険給付費のうち療養給付費・療養費・審査支払手数料・高額療養費・高額介護合算療養費・移送費の支出額について、県支出金として交付されるものでございます。

繰入金につきましては、3億9,774万2千円、前年対比622万3千円減で1.5%減となっております。減額の要因としては、被保険者数減少に伴い保険基盤安定繰入金の減額が主な要因となっております。

引き続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

総務費につきましては、7,072万4千円、前年対比349万9千円増で5.2%増となっております。前年対比で増となった理由といたしましては、人事異動に伴う職員給与費の増額が主な要因であります。

保険給付費につきましては、22億1,985万7千円、前年対比5,504万6千円減で2.4%減となっております。前年対比で減となった理由といたしましては、被保険者数の減少が主な要因と考えられます。

事業費納付金につきましては、10億21万1千円、前年対比7,043万1千円減で6.6%減となっております。前年対比で減となった理由といたしましては、平成30年度の決算剰余金の充当、被保険者数の減少、退職分の納付金の減少が主な要因と考えられます。この事業費納付金については、県の国保特別会計を運営していくために市町村から事業費納付金として納付するものとなっております。

保健事業費につきましては、2,595万8千円、前年対比106万1千円減で3.9%減となっております。減額の主な要因としましては、特定健診の健診者数の見込みの減少が要因であります。受診率向上に向けた取り組みとして、受診率の低い地域を抽出して、年に1回ではありますが、近隣施設を借り上げて施設健診を新たな取り組みとして行う予定であります。

基金積立金につきましては、7,001万円、前年対比1,100万円増で18.6%増となっております。

歳入・歳出の主な点としては以上でございます。

次に、歳入・歳出の詳細について説明をさせていただきます。

歳入の詳細については、歳入概要説明により説明をさせていただきます。記載ページ数として121ページとなります。

1款 国民健康保険料 1項 国民健康保険料 1目 一般被保険者国民健康保険料につきましては、7億596万6千円、前年対比6,432万3千円減となっております。減額の要因としては、被保険者数の減少により、保険料が減額となっているものでございます。また、基金繰入金を保険料軽減のために充てております。

2目 退職者被保険者等国民健康保険料につきましては、2万4千円、前年対比104万9千円減となっており、退職被保険者等の制度につきましては、今年度において終了いたしますが、科目設定として予算措置してございます。

2款 使用料及び手数料 1項 手数料 1目 総務手数料につきましては、納付証明書等の諸証明手数料でございます。

3款 県支出金 2項 県補助金 2目 保険給付費等交付金につきましては、22億5,097万3千円、前年対比4,259万7千円減となっております。大幅に減となった要因としましては、保険給付費等交付金（普通分）の減額でございますが、こちらにつきましては、歳出の保険給付費の減に伴うものでございます。

4款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 利子及び配当金につきましては、国民健康保険事業運営基金の運用から生じる利子収入でございます。同基金の令和元年度末の予定残高といたしましては、1億529万4,094円となっております。

5款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金につきましては、2億

9,774万2千円、前年対比622万3千円減となっております。こちらにつきましては、保険基盤安定制度繰入金の減額についてで、被保険者数の減が要因であります。

2項 基金繰入金 1目 国民健康保険事業運営基金繰入金につきましては、前年度同様に1億円を計上し、前年度の保険料との平準化を図るため充当させていただいております。

6款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金から、7款 諸収入 3項 雑入 3目 雑入までは、記載のとおりでございます。

歳出の詳細については、歳出概要説明により説明をさせていただきます。ページ数は125ページになります。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費につきましては、一般事務及び保険料徴収強化等に要する経費となります。減額した要因としては、令和元年度は被保険者証の一斉更新をしたことが主な要因であります。

2目 連合会負担金につきましては、各保険者が国民健康保険団体連合会の事務運営に要する経費を負担するものでございます。増額した要因としましては、被保険者数割の単価が36円から38.5円に増額されたことと、新たに「オンライン資格確認等システム運営負担金」の支出が増えたことが要因となっております。オンライン資格確認等システムについては、令和3年3月から事業が開始されることから、令和2年度予算については、3月分のみ負担金となります。

2項 運営協議会費 1目 運営協議会費につきましては、本運営協議会に要する経費でございます。

2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 一般被保険者療養給付費につきましては、19億1,661万4千円、前年対比3,433万2千円減となっております。被保険者数の減少が減額の要因であります。

2目 退職被保険者等療養給付費につきましては、10万円、前年対比1,077万円減となっております。こちらにつきましては、歳入において説明をさせていただきましたように退職被保険者等の制度が、今年度をもって終了することから、科目設定をしているものでございます。

3目 一般被保険者療養費につきましては、1,836万7千円、前年対比415万4千円減となっております。こちらにつきましても、被保険者数の減少が減額の要因であります。療養費につきましては、緊急等により保険証を持たずに受診した場合や、治療目的のための舗装具・はり・灸・マッサージ等にかかった費用のうち自己負担分を除いた額が該当となります。

4目 退職被保険者等療養費につきましては、1万円、前年対比38万9千円減となっております。こちらにつきましても、2目 退職被保険者等療養給付費において説明させていただいたとおりでございます。

療養給付費及び療養費につきましては、3ヵ年の実績及び被保険者数の伸び率を踏まえた上で計上させていただいております。

5目 審査支払手数料につきましては、レセプトの審査等に対する手数料でございます。

2 項 高額療養費 1 目 一般被保険者高額療養費につきましては、2 億 5,316 万円、前年対比 173 万 5 千円減となっております。こちらにつきましても、被保険者の減少が減額の要因であります。

2 目 退職被保険者等高額療養費につきましては、1 万円、前年対比 101 万 6 千円減となっております。こちらにつきましても、2 目 退職被保険等療養給付費において説明をさせていただいたとおりでございます。

2 項 高額療養費 3 目 一般被保険者高額介護合算療養費から 5 項 葬祭諸費 1 目 葬祭費につきましては、記載のとおりでございます。

3 款 国民健康保険事業費納付金 1 項 医療給付費分 1 目 一般被保険者医療給付費分につきましては、6 億 4,075 万 2 千円、2 目 退職被保険者等医療給付費分につきましては、1 万 3 千円、2 項 後期高齢者支援金等分 1 目 一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、2 億 5,588 万 5 千円、2 目 退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましては、7 千円、3 項 介護納付金分 1 目 介護納付金分につきましては、1 億 355 万 4 千円となっております。この事業費納付金につきましては、県の特別会計を運営していくために市町村から事業費納付金として納付するものとなっております。前年対比で減となった理由といたしましては、平成 30 年度の決算剰余金の充当、被保険者数の減少、退職分の納付金の減少が主な要因かと考えられます。

4 款 共同事業拠出金 1 項 共同事業拠出金 1 目 その他共同事業拠出金につきましては、退職被保険者のリストを作成するための拠出金として 2 千円計上してございます。

5 款 保健事業費につきましては、特定健康診査及び保健指導に伴う経費でございます。

6 款 基金積立金から 8 款 諸支出金までにつきましては、記載のとおりでございます。

以上で、「議題 1 令和 2 年度国民健康保険特別会計予算（案）について」の説明を終わらせていただきます。

(会 長) ただいま、事務局から説明がありました件について、ご意見・ご質問等ございますか。

(会 長) 総括表の構成についてだが、合計して 100%にならないようだが問題ないのか？

(事務局) 財政課にも確認をしましたが、構成比なので問題ないとの回答でした。

(会 長) 被保険者数の減少が 500 人とのことだが、毎年このくらいの減少を予想しているのか？

(事務局) 被保険者数については、毎年 400～500 人減少しています。因みに平成 28 年度から平成 29 年度にかけては 680 人程減少、平成 29 年度～平成 30 年度にかけては 360 人程減少、平成 30 年度から令和元年度にかけては 11 月末までですが 220 人程減少しています。

(会 長) 将来的に被保険者数が増加するという傾向は、考えられないのか？

(事務局) 増加傾向は見込めないものかと思われます。理由としては、今まで社会保険に加入できなかった短時間労働者が、平成 28 年 10 月から一定の要件を満たせば社保に加入できることとなり、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて大幅に被保険者数が減少しましたが、更に令和 4 年度及び令和 6 年度に要件の緩和（従業員数規模の縮小）がされる予定もあるので更なる減少が予想されます。

(会 長) 被保険者数が減少することにより収入が減少するという危機感はないのか？

(事務局) 危機感はあります。私見ではありますが、国民健康保険も平成 30 年度から都道府県化となり神奈川県と市町村が保険者となり運営をしておりますが、今後においては、後期高齢者医療制度のように県広域化により運営していかなければ、保険制度が成り立たないのかもしれないと感じてはおります。

(会 長) 保険料の徴収率だが、毎年同様の率を使って予算編成しているのか？

(事務局) 毎年同様の徴収率により予算編成をしています。5 年位前までは 92%の徴収率を目指していた時代もありましたが、ここ数年においては 93%を超えている状況ではあります。今後は 93%で計上した方が良いのかは検討課題かとは感じています。

(会 長) 数字的には大きな変動は無いということなのか？

(事務局) 被保険者数の減少に伴っての増減は考えられます。また、歳入歳出の部分で神奈川県に事業費納付金を納付していますが、事業費納付金の額によって保険料の浮き沈みが生じてきます。令和 2 年度の事業費納付金については、平成 30 年度の剰余金の充当もあり減額しましたが、今後は高度医療化等もあり被保険者数の減少とは反して医療費が伸びて事業費納付金が増加することも考えられます。

(委 員) 徴収率については、歳出の徴収強化事業があるが徴収を強化したことにより、実績として伸びていることなのか？

(事務局) お見込みのとおりと考えています。現在は、非常勤職員 2 名・アルバイト 1 名により相談業務・徴収業務を行って、徴収率アップを目指して取り組んでいます。

(委 員) 一般会計からの繰入金については、前年度と変更ないということなのか？

(事務局) 同額で計上しています。7,000 万円については、基金に満額積み立てをさせていただきます。理由としては、令和 3 年度以降の事業費納付金の増減により、保険料の変動も考えられますので、今後のことも考えた上で、基金に積み立てをしていきたいと考えております。

(委 員) 国民健康保険連合会負担金については、2.5 円増額しているが国保連から数字の提示があるのか？

(事務局) お見込みのとおりです。

(委 員) 葉山町の被保険者数は減少傾向にあるみたいだが、県全体としてはどのような傾向なのか？負担金も県全体の状況によって決まるものかと思うが？

(事務局) 県内市町村においても減少傾向にあります。

(会 長) 徴収強化事業の 489 万円と保険料の未収金回収についての費用対効果的なものが考えられるのか？

(事務局) 未収金の考え方として、徴収率 92%の差額の 8%分ということで理解してよろしいでしょうか？

(会 長) 8%分の数字のことである。

(事務局) 生活困窮している方で払いたくても払えない方、払う能力があっても払わない方等で様々な方がいられると思います。徴収員が納付相談をした中で徴収業務を行っているのが現状となっています。平成 26 年度以降においては 93%台を維持している状況となっており、一定の成果はでてきていることかとは思っております。

(会 長) 高額療養費等で、一般被保険者と退職被保険者とで差があるように感じるが？

(事務局) 退職被保険者制度については、今年の 3 月末をもって制度が廃止されることから科目設定として計上させていただいています。

(会 長) その他、質疑等ございませんか。事務局（案）にご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし。

(会 長) 異議なしと認めます。

議題 1 の「令和 2 年度国民健康保険特別会計予算（案）について」は承認することとし、原案のとおり、本年 2 月 13 日より開会予定の第 1 回葉山町議会定例会に議案提案することとします。

(2) 令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（案）について

(会 長) 次に、議題 2 の「令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（案）について」、事務局に説明を求めます。

(事務局) それでは、「議題 2 令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（案）」につきましてご説明させていただきます。

22 ページの令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）歳入概要をご覧ください。

5 款 繰入金 1 項 他会計繰入金 1 目 一般会計繰入金につきましてご説明させていただきます。1 節 保険基盤安定制度繰入金（保険料軽減分）については、令和元年度保険基盤安定制度（保険料軽減分）に係る繰入金額の確定に伴う更正減により、△399 万 5 千円を補正計上しております。次に、2 節 保険基盤安定制度繰入金（保険者支援分）については、令和元年度保険基盤安定制度（保険者支援分）に係る繰入金額の確定に伴う更正減により、△435 万 3 千円を補正計上しております。次に 5 節 国保財政安定化支援事業繰入金については、令和元年度国保財政安定化支援事業に係る繰入金額の確定に伴う更正減により、△35 万 9 千円を補正計上し、一般会計繰入金の補正後の額が 2 億 9,525 万 8 千円となります。

歳出予算につきましては、前頁にございます「第 3 号補正予算（案）」のとおり、歳入歳出予算の調整として、予備費を更正減し、△870 万 7 千円を補正計上し、補正後の額が 2,818 万円となります。

以上で、「議題 2 令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（案）について」の説明を終わらせていただきます。

(会 長) ただいま、事務局から説明がありました件について、ご意見・ご質問等ございますか。

(会 長) 事務局が作成した総括表に金額の単位の記載が無いので、記載してもらいたい。

(事務局) 今後は、記載するようにします。

(会 長) 事務局(案)にご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし。

(会 長) 異議なしと認めます。

議題2の「令和元年度国民健康保険特別会計補正予算(案)について」は承認することとし、原案のとおり、本年2月13日より開会予定の第1回葉山町議会定例会に議案提案することとします。

(3) 国民健康保険に係る令和2年度制度改正(案)について

(会 長) 次に、議題3の「国民健康保険に係る令和2年度制度改正(案)について」、事務局に説明を求めます。

(事務局) それでは、「議題3 国民健康保険に係る令和2年度制度改正(案)」につきましてご説明させていただきます。

国民健康保険法施行令の改正等に伴い、条例の改正を行なうものでございますが、今回の条例改正につきましては、「政令改正に伴い賦課限度額及び保険料減額判定に係る所得上限額の緩和」を行なうものでございます。

条例の概要の内容に記載してある順により、ご説明をさせていただきます。

1点目として、保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額の引き上げを行うものでございますが、こちらにつきましては、保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を「61万円」から「63万円」に、介護納付金賦課額を「16万円」から「17万円」に改めるものでございます。2点目として、保険料の減額判定に係る所得上限額の緩和を行うものでございますが、こちらにつきましては、保険料の軽減措置の対象を拡大するため、5割減額の対象となる世帯の上限額を28万円から28万5千円に、2割減額の対象となる世帯の上限額を51万円から52万円に改めるものでございます。なお、施行期日につきましては、令和2年4月1日とさせていただきます。

また、改正後の葉山町国民健康保険条例の規定については、令和2年度分の保険料から適用とし、令和元年度分までの保険料については、従前の例によるものでございます。

以上で、「国民健康保険に係る令和2年度制度改正(案)について」の説明を終わらせていただきます。

(会 長) ただいま、事務局から説明がありました件について、ご意見・ご質問等ございますか。

(会 長) 施行令の改正に伴う改正とのことだが、施行令はいつ公布されたのか？

(事務局) 今回の改正については、令和2年1月29日に公布され、令和2年4月1日に施行ということで施行令が改正されました。

(会 長) 事務局(案)にご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし。

(会 長) 異議なしと認めます。

議題3の「国民健康保険に係る令和2年度制度改正(案)について」は承認することとし、原案のとおり、本年2月13日より開会予定の第1回葉山町議会定例会に議案提案することとします。

(4) その他

(会 長) 次に、議題4の その他について、事務局から何かありますか。

(事務局) 事務局から2点ございます。

1点目として、当初予定していた医療費が上回る傾向がありますので、医療費の動向について情報提供をさせていただきます。【医療費の動向について説明】

2点目として、次回の運営協議会につきましては、令和2年度第1回目を5月下旬頃に開催を予定し、令和2年度保険料(案)についてお示しし、御審議いただく予定を考えております。

(会 長) それでは、本日の議題につきましては全て終了しました。

これを持ちまして、葉山町国民健康保険運営協議会を閉会といたします。